

次回期日令和3年3月10日午後1時30分

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

令和3年2月8日

求釈明申立書

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作花知志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大村珠代

原告らは、民事訴訟法149条3項に基づき、被告に対して、以下のとおり釈明を求める。

第1 求釈明事項

- 1 (1) 被告は、令和2年7月20日付準備書面(1)6頁(3)アにおいて、「なお、父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ」と主張し、同書面8頁7項(4)において「父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ」と主張している。令和2年9月25日付準備書面(2)9頁(3)イにおいて「父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ」と主張している。
- (2) 被告が「事例ごとに様々な背景事情があると考えられ」と主張している「様

々な背景事情」とは具体的にはどのようなことか。

2 (1) 被告は、令和2年7月20日付準備書面(1)の15頁(10)において、「また、父母の一方が、離婚前に、他方の同意を得ずに未成年の子と共に転居する事例には、例えば配偶者から虐待されている子を虐待から守るために子と共に転居するなど、事例ごとに様々な背景事情があると考えられ」と主張している。

(2) 被告が「例えば配偶者から虐待されている子を虐待から守るために子と共に転居するなど」と主張している「虐待」とは、具体的にはどのような行為か。

第2 求釈明の理由

1 第1で指摘した被告の主張内容は不明確であるため、原告らが反論を行うために、その不明確な主張内容を具体的にすることを、原告らは求める。

以上